

令和3年第4回

幸手市教育委員会定例会会議録

招 集 期 日	令和3年4月19日（月）午前9時30分					
開 会 場 所	市役所第二庁舎 2階 第1会議室A					
開会の日時・宣告者	令和3年4月19日（月）午前9時30分				山西 実	
閉会の日時・宣告者	令和3年4月19日（月）午前11時10分				山西 実	
出席 状 況	職 名	氏 名	摘 要	職 名	氏 名	摘 要
	教 育 長	山 西 実	出席	教 育 委 員	岩 崎 万 紀 子	出席
	職務代理者	会 田 研 司	出席	教 育 委 員	高 島 勝 也	出席
	教 育 委 員	尾 島 紗 緒 里	出席	教 育 委 員	藤 沼 寛 次	出席
傍聴人：0人				書 記：大 竹 孝 典・河 口 奈 緒		
議 事 参 与 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	教 育 部 長	木 村 卓 朗				
	総 務 課 長	服 部 道 春				
	指 導 課 長	堀 越 成 夫				
	社会教育課長	百 瀬 修				

会議事件名	顛末
<p>開 会 午前9時30分</p> <p>○令和3年度当初教育委員会事務局職員の紹介</p> <p>日程第1 前回会議録の承認</p> <p>日程第2 議 事 議案第12号 幸手市就学支援委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第13号 幸手市立小・中学校 学校運営協議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長 開会を宣する。</p> <p>令和3年度当初に異動があった教育委員会事務局職員のうち、主幹級以上の職員、社会教育指導員、東公民館館長の職員紹介を行う。</p> <p>教育長 令和3年第2回教育委員会臨時会、令和3年第3回教育委員会定例会及び令和3年第3回教育委員会臨時会の会議録の内容について質問を求める。      ≪質疑≫ 質疑なし。      ≪承認≫ 全員異議なく承認。</p> <p>学校教育課長 議案書により説明する。      ≪質疑≫      藤沼委員 幸手市就学支援委員会は、地方自治法に定められた附属機関なのか。      学校教育課長 附属機関ではなく、私的な諮問機関である。      ≪採決≫ 全員異議なく原案どおり議決。</p> <p>学校教育課長 議案書により説明する。      ≪質疑≫      岩崎委員 他校と兼務の委員がいるが、問題ないか。</p>

	<p>学校教育課長 規則上、兼務を禁止する定めはないので問題ない。</p> <p>岩崎委員 委員の構成割合の定めはあるのか。</p> <p>学校教育課長 推薦する者の定めはあるが、構成割合はない。 なお、任期は1年で、最長5年まで再任されることができると定めている。 《採決》 全員異議なく原案どおり議決。</p>
<p><b>専決報告第6号</b> 幸手市いじめ防止対策基本方針市民検討会議設置要綱を廃止する告示</p>	<p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>藤沼委員 幸手市いじめ防止対策基本方針市民検討会議の委員は、要綱の廃止をもって解散したのか。</p> <p>学校教育課長 平成25年度に幸手市いじめ防止対策基本方針市民検討会議を設置し、平成26年度に幸手市いじめ防止対策基本方針を策定した。同要綱のなかで委員の任期は、基本方針の策定が完了するまでと定めており、基本方針の策定に伴い任期満了となっている。</p>
<p><b>専決報告第7号</b> 幸手市学校給食実施要綱の一部を改正する告示</p>	<p>総務課長 議案書により説明する。 《質疑》 なし</p>
<p><b>専決報告第8号</b> 会計年度任用職員の任免</p>	<p>総務課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>藤沼委員 県費の栄養士が2校を兼務している学校があるが、その理由を伺う。また、適材適所を加味した配置となっているのか伺う。</p>

総務課長

県費栄養士の配置基準により3人までの配置のため、市費栄養士が9人いれば、全ての学校に栄養士を配置することが可能である。しかし、市費栄養士9人の配置について毎年、市の人事担当や組織担当、財政担当と折衝しているが、7人までの配置となっている。そのため、不足する2校を県費栄養士に兼務をお願いしている状況である。

適材適所を加味した配置については、市費の会計年度任用職員に兼務をお願いするより、知識や経験が豊富な県費栄養士をお願いすることで安心・安全な給食を提供できるとの判断から、兼務をお願いしている。

藤沼委員

学校業務主事の配置についても適材適所や、職員の人材育成のロードマップも加味した配置をしているか。

総務課長

配置に当たっては、職員の身内が勤務校に在籍していないか、また、通勤エリアが遠方とならないか加味しながら配置を検討している。

なお、人材育成のロードマップを加味した配置については、現状、考慮していない。

藤沼委員

貴重な人材なので、将来のロードマップに沿った配置を検討いただきたい。

教育長

学校業務主事等の人材育成を目的とした研修等はあるのか。

総務課長

特に会計年度任用職員を対象とした研修や健康管理講座といった研修等は、行っていない。

教育長

学校業務を勤務いただいている方々は、貴重な人材である。会計年度任用職員については、学校長にサービス監督責任があるが、業務に係る内容や、若い方にも魅力を感じてもらえるような研修等の開催も検討する必要があるかもしれない。

岩崎委員

学校業務主事に70代の方もいるが、年齢制限はあるの

<p><b>専決報告第9号</b> 会計年度任用職員の任免</p>	<p>か。</p> <p>総務課長 年齢制限はない。会計年度任用職員の任期は1年間のため、毎年12月から1月頃に継続して勤務していただけるか確認しており、ご希望があれば引き続きお願いしている状況である。</p> <p>岩崎委員 学校業務主事に市の職員もいるが、退職すると会計年度任用職員として雇用するのか。</p> <p>総務課長 市の職員については退職後、本人の希望があれば5年間、再任用職員として勤務することが可能である。なお、再任用期間が満了した職員で、引き続き会計年度任用職員として勤務いただいている職員もいるところである。</p> <p>岩崎委員 学校の雰囲気を作ってくくださる大事なお仕事だと思うので、コロナ禍でなかなか難しいかもしれないが、学校業務主事同士の情報交換の場のようなものを設けられると良いかと思う。</p> <p>総務課長 教育委員会に書類を取りに来られた際に情報交換等をされているようだが、改まった場はないので、今後、検討したい。</p> <p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>会田職務代理者 県費負担教職員が配置されるまでの間、市費で配置いただくことで、4月当初から教職員が揃った状態で職員会議を開催できるため、良いスタートが切れることから校長にとって大変ありがたいと思う。 配置に当たっては大変苦労されたかと思うが、全ての学校に教員を配置できたのか。また、不足している場合は、どのような対応をしているのか。</p> <p>学校教育課長 現在、小学校の教科指導充実加配教員、いわゆるTTや</p>
---------------------------------------	--

<p><b>専決報告第 10 号</b> 会計年度任用職員の任 免</p>	<p>少人数を担当する教員が 2 人不足しており、総力を挙げて探しているところである。</p> <p>なお、不足している部分については、教務主任や教頭が授業に当たるなどして対応している状況である。</p> <p>会田職務代理者 退職した方でも任用は可能か。</p> <p>学校教育課長 臨時的任用教職員は、60 歳を超えていても講師としての任用が可能であり、現在、退職者も含めて探しているところである。</p> <p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>藤沼委員 2 点伺う。 1 点目は、教育相談員が 1 人しかいないが、本人の体調不良時などの運営に支障はないのか。 2 点目は、新任、継続の割合について伺う。</p> <p>学校教育課長 1 点目の教育相談員は、4 人の心すこやか支援員が在籍する心すこやか支援室の室長を兼務いただいている。そのため、体調不良時などでも運営に支障はないものと考えている。 2 点目の割合だが、ほとんどの方が継続雇用した状況である。</p>
<p><b>専決報告第 11 号</b> 会計年度任用職員の任 免</p>	<p>社会教育課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>藤沼委員 各公民館の館内を見ると、空き箱が積みっぱなしになっていたり、数年使っていないお茶碗やソファーが置きっぱなしになっていたりしている所がある。 公民館の館長には、整理整頓は勿論のこと、常にルーチンワークのフローを見直して、市民サービスの向上に努</p>

<p><b>専決報告第 12 号</b> 臨時的任用教職員の内 申</p>	<p>めていただきたい。 社会教育課長 日々の業務に慢心することなく、更なる市民サービスの向上に努めるよう指導していきたい。</p> <p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》</p> <p>会田職務代理者 報告にある中学校の臨時的任用教員の多くが、欠員補充なのはなぜか。</p> <p>学校教育課長 本来であれば本採用教員を配置するわけだが、加配が付いたものについて欠員補充という形で配置したものである。</p> <p>藤沼委員 本採用教員と臨時的任用教員の違いについて伺う。</p> <p>教育長 教員には、資格と身分がある。 まず、教員の資格は、大学で必要な単位を取得し、都道府県の教育委員会の承認を得て教員免許状を取得することで、資格を取得することができる。その後、例えば埼玉県 の教員になるためには、埼玉県の教員採用試験を受験し、合格して任用されることで、正規職員として派遣されることになる。 そのため、資格は持っているが、まだ試験に合格していない方は、臨時的任用教員として勤務することとなる。</p>
<p><b>専決報告第 13 号</b> 小中学校司書教諭の任 免</p>	<p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 なし</p>
<p><b>専決報告第 14 号</b> 幸手市体力向上推進委 員会委員の委嘱</p>	<p>学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 なし</p>

<p><b>日程第3</b> <b>行政報告</b> <b>1 教育長報告</b></p> <p><b>2 事務局からの 主要な報告</b></p>	<p>教育長 各種教育長会議等について資料により説明する。</p> <p>学校教育課長 4月中旬から5月初旬の行事予定 学校教育課長（吉田幼稚園） 1 令和3年度吉田幼稚園組織 2 令和3年度クラス及び園児数 3 4月の行事予定 社会教育課長（公民館） 3月の利用状況 社会教育課長（郷土資料館） 報告事項 社会教育課長（図書館） 1 報告事項 2 利用状況 3 今後の事業予定 4 予約の多い図書（上位5冊） 5 購入図書リスト 社会教育課長（体育施設） 1 利用状況 2 今後の主な行事予定 について資料により説明する。 《<b>質疑</b>》 尾島委員 小・中学校の運動会の開催日程は、次回の定例会で報告があるのか。 学校教育課長 例年、春に開催していた学校の多くが秋の開催に変更しており、次回の定例会で報告するかは未定である。 会田職務代理者 教育委員の出席はあるのか。 学校教育課長</p>
--	--

開催時期に新型コロナウイルスの感染状況がどうなっているか不明なため、学校としてもどのような体制で開催するか決定していない状況である。状況に応じて御臨席をお願いする場合もあると思うが、ある程度方向性が決定次第、ご報告したい。

なお、5月に開催予定の学校は、29日の幸手中学校と西中学校で、西中学校は学年別での開催を予定している。  
教育長

予定どおり5月29日に開催する場合は私が出席して、教育委員の皆様にご急な御臨席をお願いすることがないよう対応したい。

藤沼委員

コロナ禍での社会教育施設の運営は非常に大変だと思うが、感染対策にしっかりと取り組んでいただき、利用できる範囲で安全に利用させていただけることに対して、市民の一人として感謝する。施設の管理運営者の苦労が報道で取り上げられる機会は少ないと思うが、引き続き感染対策に取り組みながら市民サービスの継続をお願いしたい。

社会教育課長

引き続き、市民の皆様のご不便が無いよう対応させていただきます。

岩崎委員

図書館では様々なジャンルの本を購入いただいているが、幸手市内に在住で、まだ公に知られていない漫画家や小説家の方がいるので、図書館でその方の作品が読めるようなコーナーを設置して、若い才能を伸ばす取り組みができれば良いと思う。

社会教育課長

良い取組だと思うので、取組の方法については指定管理者と協議しながら検討したい。

尾島委員

郷土資料館が3月に実施した権現堂川小学校の「社会科リモート見学」と、八代小学校へ講師を派遣した「幸手の歴史と勾玉教室」について、各校の子どもたちの反応はどうだったのか伺う。

社会教育課長

「社会科リモート見学」は当初、児童が来館する予定だ

<p><b>日程第4</b> <b>その他</b> <b>1 次回定例会の 日程</b></p> <p><b>2 次回の協議事項</b></p> <p><b>3 その他</b></p>	<p>ったが、コロナ禍で難しい状況となったことから、学校側からリモートで実施できないかとの提案があり、学校側の機材を活用して実現したものである。なお、子どもたちの反応は、楽しく学習できたと聞いている。</p> <p>また、「幸手の歴史と勾玉教室」については、他校で開始した教室に八代小学校の教員が見る機会があり、自校でも是非実施してほしいとの要望に応じて開催したものである。こちらも子どもたちの反応は、上々だったと聞いている。</p> <p>学校教育課長</p> <p>前回の定例会で岩崎委員からご提案があった、市内小学校卒業生の私立中学校進学状況を資料に基づき報告する。</p> <p>進学者は23人で、卒業生全体の5.8パーセントであった。</p> <p>各委員の意見を調整した結果、5月の定例会については、次のとおり決定する。</p> <p>第5回教育委員会定例会 日時 令和3年5月19日（水） 午前9時30分 場所 市役所第二庁舎 2階 第1会議室A</p> <p>総務課長</p> <p>協議の結果、「いじめ・不登校の定義と現状」について、議題とする。</p> <p>藤沼委員</p> <p>幸手市の教育は、令和元年度から令和6年度までの5年間を対象期間とした幸手市教育大綱（第2次）に基づき、様々な施策に取り組まれていると思う。令和3年度は中間の時期にあたり、毎年策定されている幸手市教育行政重点施策に基づき素晴らしい成果が出ていると認識し</p>
--	---

<p><b>閉 会</b> 午前 11 時 10 分</p>	<p>ている。</p> <p>木村市長も県内トップレベルまでの学力の引き上げや、未来を担う、国際社会で戦える子どもたちの育成といったメッセージを発信している。木村教育部長において幸手市の教育の更なる発展に向けた意気込みを一言いただきたい。</p> <p>教育部長</p> <p>私からの決意のメッセージを述べさせていただく。</p> <p>今年度は幸いにも教育委員会の課長級の異動が無かったことから各課長を中心に、幸手市教育大綱（第2次）及び幸手市教育行政重点施策に基づき、人材育成も視野に入れながら職員一丸となって取り組んでまいりたい。</p> <p>また、市長部局との連携も大事であることから、平成27年度から設置された総合教育会議も活用しながら、幸手市の教育を更に向上させるような施策に取り組んでまいりたい。</p> <p>委員の皆様におかれましても引き続き、御協力をお願いしたい。</p> <p>教育長</p> <p>閉会を宣す。</p>
------------------------------------	---

<p>ほか特に重要 と認める事項</p>	<p>な し</p>
	<p>上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年 5月19日</p> <p style="text-align: center;">教 育 長 山 西 実</p> <p>署名</p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 会 田 研 司</p>